

返戻金制度

採用決定者が雇入れ日より 90 日以内に退職した場合、紹介料の一部を返還するものとする。返還金額は下記に定める勤続日数により決定する。ただし、採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合は、紹介料の返還は対象外とする。

- ・入職後 10 日以内での退職の場合 80%
- ・入職後 30 日以内での退職の場合 50%
- ・入職後 60 日以内での退職の場合 30%
- ・入職後 90 日以内での退職の場合 20%

許可番号 13-ユ-311578

事業所の名称及び所在地 HIROLINE グループ株式会社

東京都港区港南 1-9-36 アレア品川 13 階